

[S] 契約種別定義書(中部)

【特別高圧】

2025 年 4 月 1 日実施

株式会社 東急パワーサプライ

[S]契約種別定義書(中部)【特別高圧】

目次

1. 目的	3
2. 本定義書の変更	3
3. 定義	3
4. 適用範囲	4
5. 特別高圧約款の適用	4
6. 契約種別	4
7. 料金の内容（[S]特別高圧予備電力(中部)を除く）	4
8. [S]特別高圧電力(中部)	5
9. [S]特別高圧予備電力(中部)	5
10. その他	6
附則	7
別表	7

1 目的

この[S]契約種別定義書(中部)【特別高圧】(以下、「本定義書」といいます。)は、当社の電気需給約款【特別高圧】(以下、「特別高圧約款」といいます。)により電気を供給するときの電気料金その他の供給条件について、特別高圧約款に定めた契約種別以外の契約種別によって料金の計算等を行うことについてお客さまと当社の合意があったときに適用する[S]契約の内容を定めるものです。

2 本定義書の変更

- (1)当社は、本定義書または別に定める[S]料金表(中部)【特別高圧】(以下「特別高圧料金表」といいます)を特別高圧約款2(需給約款の変更)に準じて変更することがあります。ただし、その特別高圧約款の定めのうち変更をした場合の周知に関しては、特別高圧約款の定めにて代えてお客さまへの通知によります。
- (2)お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者(以下「当該一般送配電事業者等」といいます。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)の変更または法令の制定もしくは改廃により、本定義書または特別高圧料金表(以下「本定義書等」といいます)を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に従い、お客さまの承諾を得ることなく、本定義書等を変更することがあります。この場合の周知ならびに変更後の本定義書等の適用については(1)に準じます。

3 定義

次の言葉は、本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所(以下「卸電力取引所」といいます。)の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場において、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なう価格のうち、卸電力取引所がお客さまの需要場所の属する供給区域のものとして公表した値をいいます。ただし、これにより難しい場合は、基準市場価格にもとづき、当社が決定した値といたします。

(2) 平均市場価格算定期間

スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から

12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）をいいます。

4 適用範囲

本定義書等は、お客さまが本定義書等の内容を理解され、同意のうえでお申込みいただき、当社が承諾した時に適用いたします。当社はその旨を確認書または契約書に記載いたします。

5 特別高圧約款の適用

当社は、本定義書等の適用に際し、本定義書等記載以外の条項は本定義書等と併せて適用し、本定義書等で使用する用語は別に定めるとき以外においては特別高圧約款と同様の意味で使用いたします。

6 契約種別は次のとおりといたします。

[S]特別高圧電力(中部)、[S]特別高圧予備電力(中部)

7 料金の内容（[S]特別高圧予備電力(中部)を除く）

[S]契約の料金は、基本料金、電力量料金、および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）により準用されます高圧約款別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）(1)ホによって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。なお、該当がある場合には特別高圧約款に定める延滞利息、契約超過金、工事費等を申し受けることがあります。

(1) 基本料金

基本料金は、特別高圧料金表のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（[S]特別高圧予備電力(中部)によって電気を使用した場合を除きます）の基本料金は、半額といたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季電力量料金率を、その他季に使用された電力量にはその他季電力量料金率をそれぞれ適用いたします。

なお、電力量料金率等は、特別高圧料金表のとおりといたします。

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力

率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします）。この場合、平均力率は別表 4（平均力率の算定）により準用されます。特別高圧約款別表 5（平均力率の算定）によって算定された値といたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は 85 パーセントとみなします。

- ロ 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

8 [S]特別高圧電力(中部)

特別高圧約款 15(特別高圧電力 A)に準じます。ただし、お客さまと当社との協議によって電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要以外についても対象とすることがあります。

9 [S]特別高圧予備電力(中部)

(1)対象となるお客さま

[S]特別高圧電力(中部)のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。

また、新たに[S]特別高圧予備電力(中部)を希望されるお客さまは、事前に当該一般送配電事業者等と協議していただき、承諾を得ていただきます。

イ 予備線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2)契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値とします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、[S]特別高圧予備電力(中部)によって使用される負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3)料 金

料金は、基本料金、電力量料金、および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）により準用されます。特別高圧約款別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）(1)ホによって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の 5 パーセント、予備電源についてはそのお客さまの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の 10 パーセントに相当するものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、[S]特別高圧予備電力(中部)によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

ニ 料金の単位と端数処理

料金の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

(4) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気供給をあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、特に定めのある場合を除き、[S]特別高圧電力(中部)に準ずるものといたします。

10 その他

(1) 周波数

当社は、特別高圧約款 12（契約種別等）(3)の定義にかかわらず、原則として周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(2) 日割計算

当社は、特別高圧約款 22（日割計算）の定義にかかわらず、当該一般送配電事業者等の託送約款等における接続供給に係る日割計算の扱いに準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。

附則

1 実施期日

本定義書は、2025 年 4 月 1 日から実施いたします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

特別高圧約款別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に準じます。

2 燃料費等調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価格の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、 α および β の値は、特別高圧料金表のとおりといたします。

また、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの 1 キロワット時あたりの単純平均スポット市場価格といたします。

また、平均市場価格の単位は 1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は 1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{燃料費等} &= (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準燃料単価}}{1,000} \\ \text{調整単価} &+ (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{(3)の基準市場単価} \end{aligned}$$

ニ 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格 算定期間	平均市場価格 算定期間	燃料費等調整単価 適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間

ホ 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量にハによって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、特別高圧料金表のとおりといたします。

(3) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、特別高圧料金表のとおりといたします。

3 平均力率の算定

特別高圧約款別表 4（平均力率の算定）に準じます。

4 使用電力量等の協定

特別高圧約款別表 5（使用電力量等の協定）に準じます。